



- 牛の呼吸器病による損耗軽減を図るために ……1
- 「薬事法」が「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改正 ……2
- 安全・安心な畜産物を出荷するため、薬剤の使用に留意しましょう ……3
- “口蹄疫”を厳重に警戒し、侵入防止策を徹底！ ……4

## 牛の呼吸器病による損耗軽減を図るために

防疫課 病性鑑定担当

呼吸器病は、増体遅延、治療費増加、死廃などに結びつき、牛を飼養する農場に大きな損失を与えます。予防には飼養衛生管理の徹底が重要ですが、ワクチンを適切に使用することも被害の低減に有効です。

呼吸器症状を示すウイルス病としては、牛伝染性鼻気管炎、牛ウイルス性下痢・粘膜病（BVD）、牛パラインフルエンザ、牛RSウイルス病及び牛アデノウイルス病などが知られていますが、特に牛RSウイルス病は本県での発生が多く、特にも冬期は警戒が必要です（表1,2）。

表1 牛の監視伝染病発生頭数 ( ) :全国

年次	牛ウイルス性下痢・粘膜病	牛伝染性鼻気管炎
21	2 (106)	- (286)
22	2 (104)	- (241)
23	10 (228)	- (174)
24	16 (189)	- (288)
25	19 (228)	- (1,006)

表2 県内の牛RSウイルス病の発生件数

年度別		月別(20~25年度)	
年度	件数	月	件数
20	2	12月	1
21	0	1月	2
22	4	2月	5
23	4	3月	4
24	6	4月	6
25	4	5月	1
		8月	1
20件		20件	

### 【呼吸器病の予防対策】

#### ○ 異状のある牛を早期に発見・治療すること

牛の異状を早期に発見・治療することで、本牛の損耗軽減及び牛群へのまん延防止が期待できます。毎日、健康観察し、呼吸器病を疑うサインである、食べ残し、元気がない、咳、鼻水、目ヤニ、耳が垂れている、発熱（体温を測定する）を確認した場合には、速やかに獣医師の診療や助言を受けましょう。対応が遅れると、病状が進行し重症化する場合があります。

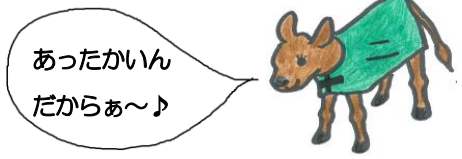
#### ○ 異状のある牛を隔離すること

異状のある牛は、病気をまん延させる原因になりますので、すぐに健康な牛とできるだけ離れた場所に隔離することが大切です。隔離と看護により早期の回復が期待されます。隔離牛房の設置場所は、病気の感受性が高い導入牛や若い牛の周囲を避けることも大切です。

#### ○ 導入牛が呼吸器病を農場内に持ち込むことがあるため、隔離・観察を徹底すること

導入は、牛群の更新のためには欠かせませんが、しばしば、今まで農場になかった病気の侵入原因となります。また、導入した牛が、移動や新しい環境に慣れるまでの間に

ストレスによって免疫力が低下し、様々な病気に罹患することが懸念されます。導入前に、既存の牛と接触させない隔離牛房を設定し、よく消毒しておくことが大切です。導入牛は、健康で発育のよい個体を選ぶことが大前提で、導入前に呼吸器病予防のためのワクチン接種をしているか確認しましょう。隔離期間を2~3週間設け、健康観察を行きましょう。



○ 子牛の飼養衛生管理上特に重要な点 (図1)

子牛は免疫機能の発達途中にあり、特に管理を注意する必要があります。清潔で乾燥した分娩房で分娩させ、良質な初乳の給与(初産・2産では粉末初乳等で免疫補強)、臍帯の消毒は消毒液にしっかり漬ける「ディッピング」で行うこと、ハッチ、敷料、ジャケット、ヒーター等を使った十分な保温、十分な栄養補給(寒冷下での要求量の増加)にも注意が必要です。

特に注意すべき点	発生のリスク要因
<ul style="list-style-type: none"> <li>清潔で乾燥した分娩房</li> <li>良質な初乳の給与</li> <li>臍の消毒(ディッピング)</li> <li>保温(ハッチ、敷料、ジャケット、ヒーター等)</li> <li>十分な栄養(寒冷下での要求量の増加)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>月齢が上の子牛との接触・群飼</li> <li>湿度が高い(75%以上)</li> <li>空気のだよみ、ほこり</li> <li>密飼い</li> <li>清掃・消毒の不徹底</li> <li>管理の順番が高齢牛から若齢牛</li> </ul>

図1 子牛の呼吸器病予防の要点

また、哺乳牛は免疫機能が特に未熟なので、飼養管理の順番を他の牛より先にしましょう。高い湿度、空気のだよみ、密飼い、清掃・消毒の不徹底は呼吸器病を増加させる要因になりますので、注意が必要です。

○ 呼吸器病のワクチンによる予防例 (図2、3)

呼吸器病の予防のために様々なワクチンが市販されていますが、混合ワクチンは、一度に複数のウイルス病の予防効果が期待できます。特に牛6種混合ワクチン(生・不活化)は、母子感染の可能性のあるBVDウイルスが不活化されているため、妊娠牛にも接種が可能です。

繁殖成雌牛の場合、ワクチン接種後約1ヵ月で抗体が十分に上昇し、効果は半年から一年間程度持続します。確実な効果を得るためには、定期的な接種が必要です。また、母乳を給与する場合には、初乳を介した新生子牛への免疫賦与も期待できます。育成牛には、移行抗体の消失時期を見計らって生ワクチンを接種します。接種時期等については、かかりつけの獣医師に相談してください。

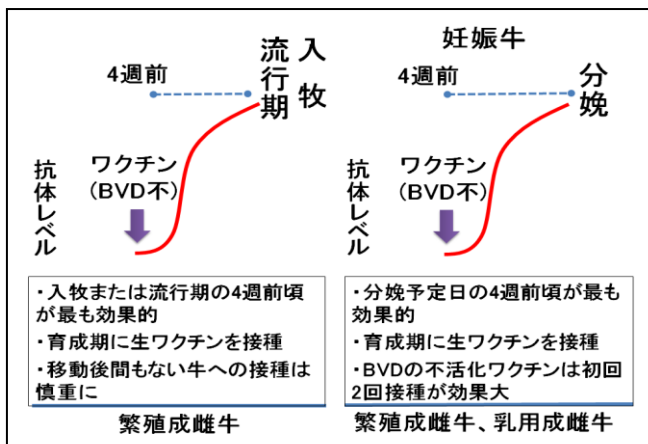


図2 成牛へのワクチン接種例

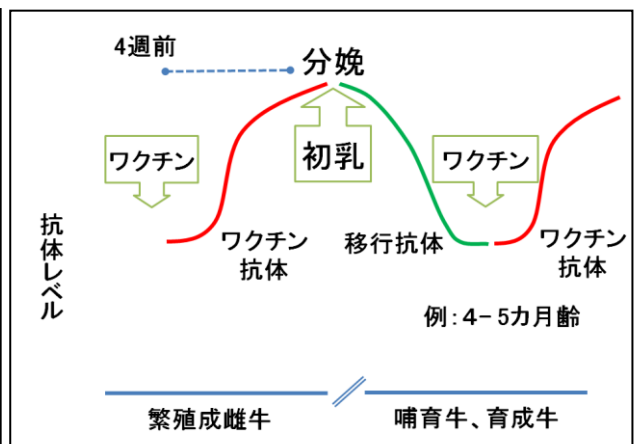


図3 母子免疫による移行抗体の賦与

# 「薬事法」が「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改正



衛生課 安全対策担当

「薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）」が平成26年11月25日付けで施行され、「薬事法」の題名の改正とともに、医薬品等に係る安全対策が強化（国、都道府県及び医薬品等関連業者等の責務の明確化）されました。改正内容は、主に製造業・製造販売業に関するものです。

動物用医薬品販売業者（店舗、特例店舗、配置）については、平成26年6月12日付で施行されているとおり、店舗以外の場所にいる者に対する医薬品の販売に係る情報提供を徹底する観点から、許可要件（申請書、添付書類）が改められたと同時に、店舗（特例店舗）販売業においては、店舗内に表示しなければならない事項が新たに義務化されていますので、留意願います。（下表）。

当所では毎年、薬事監視員による動物用医薬品販売業者の立入監視を行っており、違反事例については、文書あるいは口頭指導により適正に是正されています。

## 店舗における表示事項（特例店舗販売業の場合）

- ◆店舗の許可の区分の別 …… 特例店舗販売業
- ◆店舗販売業者の氏名又は名称
- ◆取り扱う医薬品の区分 …… 指定医薬品以外の動物用医薬品
- ◆相談時の対応方法に関する解説
  - 例) 店舗内相談コーナーでの相談、電話での相談
- ◆営業時間及び相談に応ずる電話番号その他の連絡先
  - 例) 営業時間 : 10 時～19 時 連絡先 : ○○○—○○○—○○○○
  - 営業時間外 : 19 時～20 時 連絡先 : △△△—△△△—△△△△

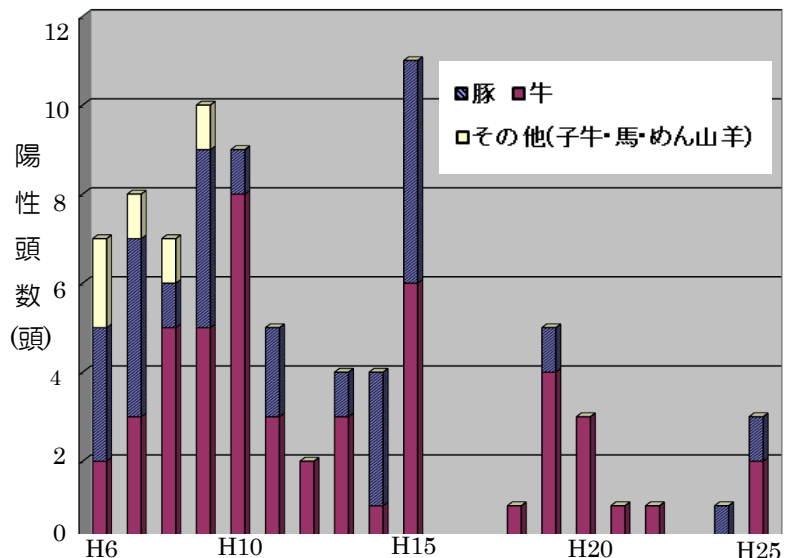
# 安全・安心な畜産物を出荷するため、薬剤（抗菌性物質）の使用に留意しましょう！

衛生課 安全対策担当

近年、「食の安全・安心の確保」への関心が一層高まっています。本県における残留抗菌性物質摘発数は減少傾向にあるものの（下図）、平成26年度は当所管内において肉牛2件、豚1件の薬剤残留事例が発生しています。

抗菌性物質が残留した畜産物が流通すると、薬剤耐性菌の出現や薬剤アレルギーショックなど人体に大きな影響を与えるだけでなく、製品回収や賠償問題などの社会的問題に発展する可能性があり、獣医師のみならず生産者にも厳しく責任が問われます。

安全・安心な畜産物の出荷のため、獣医師、生産者、関係機関が互いに連携し、薬剤の使用には改めて注意しましょう。



本県における残留抗菌性物質陽性頭数の推移  
（提供：岩手県食肉衛生検査所）

# “口蹄疫”を嚴重に警戒し、侵入防止を徹底！

防疫課 大家畜防疫担当

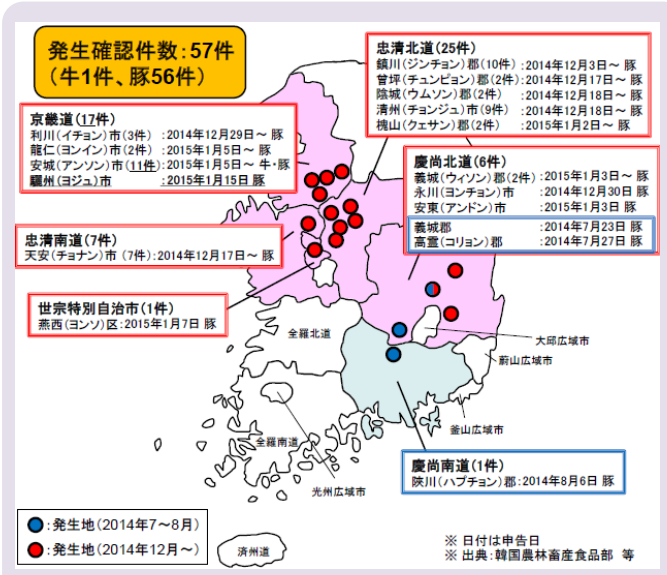
口蹄疫は、発生農場の被害のほか、周辺の広範な地域で牛や豚などの偶蹄類家畜の移動や市場の開催等が制限されるなど、地域の畜産経営に甚大な影響を及ぼします。

現在、韓国や中国などの東アジア地域で口蹄疫の発生が継続しており、特に、平成26年7月に3年3か月ぶりに発生が確認された韓国で発生が拡大しています(図1)。

平成12年以降の日本と韓国における口蹄疫の発生状況を整理すると、過去の日本の口蹄疫の発生は、韓国で口蹄疫が流行していた時期と一致していたことがわかります(表1)。

アジア地域における人や物の移動は、春節(旧暦の正月)の時期に活発化するため、この時期は、口蹄疫が日本国内に侵入する危険性が増加します。前述した韓国の発生状況や日本からの地理的な近さを考慮すると、今年の春節(平成27年2月19日)の時期は、特に警戒が必要です。

各農場で、図2に示す口蹄疫の侵入防止対策を徹底するとともに、水疱等の口蹄疫を疑う症状を発見した場合には、直ちに、獣医師又は県南家畜保健衛生所に連絡をお願いします。



〔図1〕 韓国における口蹄疫の発生状況 (O型)  
(平成26年7月23日～27年1月16日)

## 1 常日頃から

- ① 関係者以外の農場内への立入りを制限する
- ② 農場に出入りする人の長靴・衣服や車両、持ち込む物品等を消毒する
- ③ 発生国への渡航を自粛する
- ④ 発生国の畜産関連施設からの郵便物等を農場に入れない

## 2 やむを得ず口蹄疫発生国に渡航する場合

- ① 渡航先で畜産関連施設に立ち入らない
- ② 肉製品等を日本に持ち帰らない
- ③ 帰国時に、空海港の動物検疫所で指導を受ける
- ④ 渡航者は、帰国後1週間、農場に入らない
- ⑤ 海外で使用した衣服・靴は、帰国後4か月間、農場に入れない

〔図2〕 口蹄疫の侵入防止対策

〔表1〕 韓国と日本における口蹄疫の発生状況 (平成27年1月16日現在)

年	韓国		日本	
H12	3～4月	15件	3～5月	4件
H14	5～6月	16件		
H22～23	22年1月	6件	22年4～7月	292件
	22年4～5月	11件		
	22年11月～23年4月	153件		
H26～27	26年7月～27年1月	57件		

編集 〒023-0003 岩手県奥州市水沢区佐倉河字東館41-1  
 発行 岩手県県南家畜保健衛生所 TEL 0197-23-3531  
 岩手県南家畜衛生推進協議会 TEL 0197-24-5532

FAX 0197-23-3593  
 FAX 0197-23-6988

